

奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク取扱要領

第1 目的

奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク表示制度運用規程の第2に規定するシンボルマークの標章及び取り扱いについて、必要な事項を規定する。

第2 シンボルマークの標章

1. シンボルマークの標章は次の通りとする。

(1) 奈良県認定有機農産物マーク



(2) 奈良県認定エコファーマーマーク



(3) 奈良県認定農産物提供店マーク



2. 表示色については、次の(1)～(5)のいずれかを選択して使用し、(2)～(5)については別紙1に指定する色を用いること。

(1) 墨1色(1の(1)～(3)に定めるもの)

ただし、背景が濃色で視認性に欠ける場合又は透明フィルムに印刷する場合は、白抜きとすることができる。

(2) グレースケール

(3) カラー1色

(4) 2色(墨+カラー1色)

(5) フルカラー

第2 シンボルマーク使用の態様

シンボルマークを使用する際は、マークの近傍に下記の事項を表記する。

1. 奈良県認定有機農産物マーク

(1) シンボルマーク使用認定番号

(2) 認定を受けた農業生産組織・法人の名称

2. 奈良県認定エコファーマーマーク

(1) シンボルマーク使用認定番号

(2) 認定を受けた農業生産組織・法人の名称

(3) マークを使用する者の氏名

3. 奈良県認定農産物提供店マーク

(1) シンボルマーク使用認定番号

(2) 認定を受けた農産物提供店の名称

第3 その他

1. シンボルマークの統一を図るため、視認性を損なう表現を避け、シンボルマークを加工や改変して使用しないこと。別紙2に使用禁止例を定める。

2. シンボルマークを使用する者は、シンボルマークの意味や環境にやさしい農業の取組状況について、説明文の掲示やチラシ等の配布により消費者に分かりやすく伝えるよう努めること。

3. シンボルマークの画像は、認定者より要望があった場合、J P E Gファイル又はE P Sファイル(イラストレーター9形式)にて提供を行う。

附則 この要領は平成23年8月31日から施行する。

附則 この要領は令和5年6月1日から施行する。